

秦野センター会議室を使用するためのルールについて

<会議室を使用できる方>

1 秦野市内の自治会

2 事前に団体登録をした秦野市内の文化サークル等の団体

- ・ 団体構成員が5名以上、過半数が秦野市在住、在学あるいは在勤である場合で、団体責任者及び使用責任者を明確にできる団体に限ります。
- ・ 事前に団体登録が必要になりますので、団体登録依頼票（第1号様式）を提出してください。審査の上、名簿登録します。団体登録の有効期間は承認日から3か年です。

【提出方法】来所、郵送、電子メール

【提出先】

- 来所及び郵送：〒257-0042 秦野市寿町1-14
(令和8年12月4日までは 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9)

- 電子メール : hadano-c-kyoka.v3wf@pref.kanagawa.lg.jp

※ 審査結果は郵送でお知らせします。

<4階会議室>

1 大会議室

広さ：82.35㎡

定員：32名

備品：掲示ボード

2 中会議室

広さ：51.23㎡

定員：20名

備品：掲示ボード

※1、2ともに、営利を目的とする使用、政治・宗教活動、楽器演奏・合唱・ダンスなど大きな音の出る可能性のある行為、施設を汚す可能性のある行為（書道、絵画、ヘアカット練習、生け花など）はできません。

<使用可能な時間>

秦野センターの業務の支障のない範囲において、次の区分で使用できます。ただし、各区分の連続使用はできません。

1 平日

夜間：午後6時00分から午後9時00分まで

2 土曜日、日曜日及び祝日

午前：午前9時00分から午後0時00分まで

午後1：午後0時00分から午後3時00分まで

午後2：午後3時00分から午後6時00分まで

夜間：午後6時00分から午後9時00分まで

＜申込み方法＞

1 仮申込み

申請される方は、電話または来所にて、次の期間中に仮申込みをしてください。
仮申込みは先着順でお受けします。

また、業務都合等により、仮申込みをお受けできない場合がありますので、御了承ください。

（１）秦野市内の自治会

使用希望日の２か月前から１０日前まで

（２）秦野市内の文化サークル等の団体

使用希望日の１か月前から１０日前まで

【仮申込み先】

来所：〒257-0042 秦野市寿町１－１４

（令和８年１２月４日までは 〒257-0031 秦野市曾屋２－９－９）

電話：０４６３－８２－１４２８（代）

2 本申込み

申請される方は仮申込み後に、「行政財産一時使用許可申請書（第２号様式）」に必要事項を記入の上、御提出ください。

【提出方法】来所、郵送、電子メール

【提出先】

○ 来所及び郵送：〒257-0042 秦野市寿町１－１４

（令和８年１２月４日までは 〒257-0031 秦野市曾屋２－９－９）

○ 電子メール：hadano-c-kyoka.v3wf@pref.kanagawa.lg.jp

※ 使用申込み期限は使用日の１０日前までです。使用申込み期限までに「行政財産一時使用許可申請書（第２号様式）」を提出しないと、仮申込みはキャンセルとなります。

3 受付時間

団体登録、仮申込み、本申込みの受付時間は以下のとおりです。

平日：午前９時００分から午後０時００分、午後１時００分から午後４時３０分

※午後０時００分から午後１時００分は昼休み

4 使用許可

「行政財産一時使用許可書（第２号様式の２）」を使用希望日の前日までに、申請された方あてに交付します。原則郵送しますが、緊急等やむをえない場合は、直接交付する場合があります。

「行政財産一時使用許可書（第２号様式の２）」を他人に譲ったり、貸し出したりすることはできませんので、ご注意ください。

5 使用料及び光熱水費等

使用料及び光熱水費等は免除となります。

6 使用当日

- ・ 使用当日は、「行政財産一時使用許可書（第2号様式の2）」を御持参の上、1階警備員室までお越しください。使用する会議室のカギと「会議室使用者チェックシート」をお渡しします。
- ・ 「行政財産一時使用申請書（第2号様式）」「行政財産一時使用許可書（第2号様式の2）」に記載された『使用上の注意事項』を守って使用してください。
- ・ 準備及び後片付けに要する時間は、使用可能な時間に含まれますので、余裕を持って御使用ください。
- ・ 会議室使用時及び駐車場内における事故及び盗難等の責任は負いかねます。
- ・ 使用後、清掃を行い、机、いす等を現状復旧してください。
- ・ 「会議室使用者チェックシート」に基づき、会議室内の点検をしてください。
- ・ 最後に、1階警備員室にて会議室のカギと「会議室使用者チェックシート」を返却してください。

7 駐車場について

会議室使用時に秦野センターの駐車場を使用することができます。

【使用可能時間】

平日：午後5時45分から午後9時15分まで

土曜日、日曜日及び祝日：午前8時45分から午後9時15分まで

駐車場は、「はだのこども館」の利用者も利用します。

駐車できる台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関等をご利用ください。

会議室の使用許可によって、駐車台数を確保するものではありません。